（信用金庫法施行規則の一部改正）

**第二条**　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （届出事項）<br>**第百条**　法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>［一～四　略］<br>五　第十七条第二号ホに規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）<br>イ　従たる事務所（銀行法第十五条第一項に規定する休日又は第百二十九条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものに限る。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合<br>ロ　［略］<br>ハ　ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合<br>ニ　出張所（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合<br>ホ　［略］<br>六　第十七条第二号ホに規定する定款の変更をした場合（前号イからホまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）<br>七　［略］<br>八　事務所の位置を変更しようとする場合（法第三十一条の認可を受けて事務所の位置を変更しようとする場合、第五号、第六号又は次号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）<br>イ　第五号イに規定する従たる事務所の位置の変更をする場合 | （届出事項）<br>**第百条**　［同上］<br>［一～四　同上］<br>五　［同上］<br>［号の細分を加える。］<br>イ　［同上］<br>ロ　イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合<br>ハ　出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合<br>［九～二十六　略］<br>二十七　金庫の事務所の全部又は一部において、第百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の三に該当する場合を除く。）<br>［二十八～三十八　略］<br>2　法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>［一～四　略］<br>五　特定信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第百六十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）<br>［二十八～三十八　同上］<br>2　［同上］<br>［一～四　同上］<br>五　特定信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第百六十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）<br>六　［同上］<br>［3～10　同上］<br>（休日の承認の申請等）<br>**第百二十八条**　［同上］<br>2　［同上］ |
| ロ　［略］<br>ハ　ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合（第六号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）<br>イ　出張所（第五号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）の位置の変更をする場合<br>ロ　［略］<br>ハ　ロに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合<br>八の三　第五号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所としようとする場合 | イ　［同上］<br>ロ　イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合（第六号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）<br>［号の細分を加える。］<br>八の二　出張所の位置を変更した場合（第六号に掲げる場合に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）<br>［号の細分を加える。］<br>イ　［同上］<br>ロ　イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合<br>［号を加える。］ |